

西之表市監査委員公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を、別紙のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 31 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和

西之表市監査委員 中野 周

# 令和元年度指定管理者監査結果報告書

## 1 実施日時及び監査対象

- (1) 実施日時 令和2年1月22日(水) 午前10時15分 ～ 午後4時00分
- (2) 監査対象 老人福祉センター管理運営業務  
安納活性化センター管理業務  
あっぱ〜らんど施設等管理業務
- (3) 所管課 福祉事務所  
農林水産課  
建設課

## 2 実施場所

監査委員室及び現地

## 3 監査の範囲

- ・老人福祉センター管理運営業務に関する執行状況等について
- ・安納活性化センター管理業務に関する執行状況等について
- ・あっぱ〜らんど施設等管理業務に関する執行状況等について

## 4 監査の方法

・監査の対象となる公の施設の管理運営業務について提出された資料を審査し、所管課の説明を求め、監査を実施した。また、各施設における現地貸与備品についても監査を実施した。

## 5 監査の着眼点

- (1) 協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ①施設管理業務の実施状況
  - ②施設の利用状況
  - ③安全確保への配慮
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 貸与備品について、適切な管理が行われているか。

## 6 監査の結果

監査の結果、管理運営業務については、いずれの施設も協定書に則って概ね適正に執行されていると認めた。

なお、各施設管理について指定管理者制度の効果をより高めるためには、所管課と指定管理者の連携がなによりも重要である。環境整備はもちろん、危険個所や利用者・施設管理者の二

ーズの把握等、情報の共有を図りながら、問題点については迅速に対応できる体制を整えておくことが、市民からより親しまれる施設となり、利用者の増加にもつながっていくものと考え

る。  
また、各指定管理施設について、今後老朽化に伴う維持管理が大きな課題と認識する。公有財産の総合管理計画内での検討事項ではあるが、所管課においても管理計画策定のための検証作業を早急に行うよう要望する。

その他、本年度監査における改善事項等、監査所見として下記に示すこととする。

## 記

### **農林水産課 【安納活性化センター】**

- ・今後、さらなる利用者増に向けた検討を、所管課・施設管理者連携して行い、新たな利用者確保に努めるよう要望する。

### **建設課 【あっぱ〜らんど】**

- ・備品監査において、ゴーカート場倉庫に常備されている貸与備品で、バッテリーカー等、故障しているものや利用に供していないものが見受けられた。備品に限らず、更新すべきもの、廃棄すべきものについて精査を行い、必要な予算措置を行うよう要望する。